

稲城市告示第88号

指定下水道工事店の指定について

稲城市下水道条例（昭和60年稲城市条例第16号）第10条の3第1項の規定により下記の者を指定下水道工事店として指定したので、稲城市指定下水道工事店規則（平成13年稲城市規則第21号）第10条の規定により、その旨を公示する。

令和8年7月15日

稲城市長 高 橋 勝 浩

記

- 1 指定の有効期限 令和9年10月14日まで
- 2 指定下水道工事店として指定した者
株式会社ゴトーテクノサービス
東京都東小平市小川町一丁目512番地の50